

## 年末年始の主な業務をお知らせします

12月29日(火)から来年1月3日(日)まで本市の業務は休みになりますが、一部業務は次のとおり行います。なお、観光・体育施設などは直接、各施設へ問い合わせください。

### ●住民票など証明書の発行窓口

窓口	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	来年1月1日(金)～3日(日)	4日(月)
中央・東・西・南・北区役所 総合出張所(託麻・河内・城南・天明・幸田・清水・龍田・芳野分室)	開庁	休み				開庁
中央区役所 時間外証明窓口・パスポートセンター・マイナンバーセンター						
コンビニエンスストアでの証明書発行(○:発行可 ×:発行不可)	○	×				○

### ●ごみの収集・持ち込み

ごみ収集		25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	来年1月1日(金)～3日(日)
燃やすごみ	月・木の地区	-	-	-	収集日	-	-	-	-
	火・金の地区	収集日	-	-	-	収集日	-	-	-
紙(水曜日)※植木地区を除く		-	-	-	-	-	-	-	-

- ・熊本地区のプラスチック製容器包装・資源物・ペットボトル・特定品目・埋立ごみの収集は、「家庭ごみ・資源収集カレンダー」のとおりです。
- ・植木地区の不燃物(埋立ごみ)・資源ごみ・粗大ごみの収集は、「植木地区ごみ収集カレンダー」のとおりです。
- ・熊本地区の大型ごみに関する問い合わせは、ごみゼロコール(☎0570-00-5374)へ。
- ・熊本地区の大型ごみの収集は、12月8日(火)以降の申し込みの場合、年内に収集できない場合があります(1回につき5点まで)。
- ・植木地区の北区役所裏での資源ごみ回収は、来年1月3日(日)のみお休みします。

ごみを直接持ち込む場合		25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	来年1月1日(金)～3日(日)
燃やすごみ	東部環境工場	受け入れ:午前8時半～午後4時半 ※27日(日)は西部環境工場は休み							休み
	西部環境工場								
埋立ごみ ※植木地区を除く	扇田環境センター								

- ・熊本地区の収集・ごみの持ち込みに関する問い合わせは、廃棄物計画課(☎096-328-2359)または区役所総務企画課へ。
- ・植木地区の収集・ごみの持ち込みに関する問い合わせは、北区役所総務企画課(☎096-272-1112)へ。

### ●交通局(運行管理課 ☎096-361-5244)

市電運行ダイヤ	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)
平日ダイヤ		日祝ダイヤ		特別ダイヤ (電停に掲示します)			日祝ダイヤ	平日ダイヤ

※営業窓口の予定は交通局ホームページまたは電話で交通局総務課(☎096-361-5233)へ。

### ●年末年始の診療と相談 12月30日午前0時[在宅当番医(歯科を除く)は午前8時]～来年1月4日午前8時

- ・発熱等の症状がある場合、受診する前に必ず医療機関に電話相談してください。
- ・年末年始前にあらかじめ受診、薬の準備などをおこなしましょう。

医療機関	診療科等	診療時間
熊本地域医療センター(☎096-363-3311)	内科、外科、小児科、急患電話相談	24時間 (ただし、在宅当番医の一部診療科は昼間等の診療のみ)
在宅当番医	内科系、外科系、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科	
在宅当番医、伊東歯科口腔病院(☎096-343-0377)	歯科	
くまもと中央薬局(☎096-363-7696)	調剤	
熊本県子ども医療電話相談(☎#8000(県内統一番号)) ※ダイヤル回線等からは☎096-364-9999	子ども(おおむね中学生まで)の急な病気への対処や応急処置等に関する助言(看護師対応)	

※在宅当番医の診療日・時間や休日当番薬局の情報等は、市ホームページ、ひごまるコール(☎096-334-1500)または新聞等で確認ください。都合により変更となる場合がありますので、必ず電話で確認ください。※受診の際は、必ず保険証を持参ください。

(医療政策課 ☎096-364-3186)

・上下水道局 漏水の連絡や上下水道料金などの支払いは、時間外窓口(☎096-381-0012)へ。

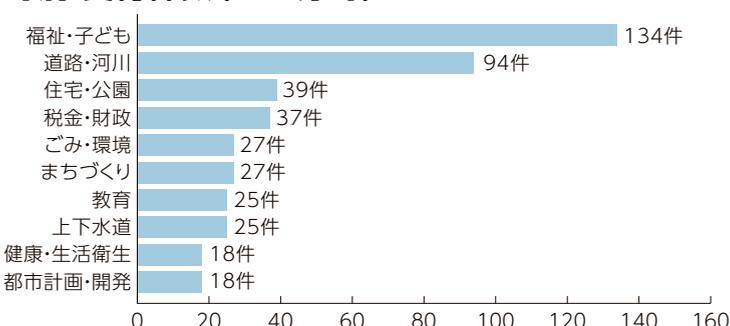
・市庁舎14階 展望ロビーは12月29日(火)～来年1月3日(日)まで、レストランは12月29日(火)～来年1月4日(月)までお休み。

(管財課 ☎096-328-2100)

## オンブズマン制度をご存知ですか？

オンブズマンが、市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する市民の理解と信頼を高めることを目的とした制度です。本市の仕事と職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日から原則として1年以内の苦情が対象となります。平成23年11月に制度がはじまって以来、今年9月までに受け付けた苦情申立件数は、625件でした。

### 分野別 受付件数(主な分野)



### 苦情処理の状況

区分	件数	構成比
苦情申立ての趣旨に沿ったもの(一部趣旨扱い含む)	162	25.9%
市の業務に不備がなかったもの	275	44.0%
管轄外のもの	27	4.3%
その他のもの(利害なし・1年以上経過等)	65	10.4%
調査を中止したもの	14	2.2%
取り下げられたもの	75	12.0%
調査継続中のもの	7	1.1%
合計	625	100%

### 苦情申立ての方法

書面(苦情申立書)を持参または郵送、ファクス(096-324-4003)、メール、ホームページで〒860-8601 オンブズマン事務局へ。オンブズマンと直接面談もできます。※要電話予約 (オンブズマン事務局 ☎096-328-2916)



### 市民と行政の橋渡し役



代表オンブズマン  
齊藤 修



オンブズマン  
原田 信輔